

「日本書志」の構想

——日本古代「史書」史をめぐる——

一 常陸国風土記と倭武天皇

現在に遺されている五カ国（常陸、播磨、出雲、豊後、肥前）の「解_レ風土記」と、後世の資料に引用されて残った逸文によって、わたしたちはさまざまな情報を手に入れることができる。その中で常陸国風土記には、地方の側の歴史認識を知る上で興味深い伝承が伝えられている。その一つが、「倭武天皇」という、正史・日本書紀はもちろん、古事記にも出てこない天皇が存在することである。

倭武天皇の伝承は、常陸国南部の信太・茨城・行方・香島の各郡と、北部の久慈・多珂の二郡に集中的にみられるのだが、この倭武天皇とはいかなる人物で、なぜ常陸国を巡ることになったのか。そのことを通して、「いくつもの歴史」の可能性を考えてみたい。

三 浦 佑 之

倭武という名の天皇が八世紀初頭に、列島の東の果ての常陸国でなぜ伝えられていたのか。それを考えることによって、常陸国風土記の歴史認識をどのように見通せるか。そこから、七世紀以降の中央と地方との関係の一端が窺えるのではないかと思う。

常陸国風土記に十一回も登場する倭武天皇の「倭武」という呼称を漢風諡号とみなすことはできないから、倭武は「やまとたける」と訓読する以外にないだろう。とすれば、古事記で倭建命、日本書紀で日本武尊と表記されるヤマトタケルという英雄と同一人物ということになるのだろうか。

まるで古事記と日本書紀とを折衷したような漢字を用いているが、あるいは、「倭建」とはべつの系統として、「倭武」という表記があり、その「倭」が「日本」に変えられることで、日本書紀の表記「日本武」が登場することにな

ったのかもしれない。

いずれにしても、常陸国風土記の「倭武」は、古事記と日本書紀に登場するヤマトタケルのことと考えて間違いないであろう。しかし、記紀の伝えでは、東征の帰途に病気になるために即位することのないヤマトタケルに、なぜ常陸国風土記は「天皇」という称号を与えたのか。もちろん、天皇という称号が用いられていることに異論があるわけではない。常陸国風土記には他にも、美麻貴天皇や大足日子天皇という呼称が登場するし、「天皇」号の使用が七世紀後半の天武朝に始まるということを考えれば、八世紀初頭に成立した常陸国風土記に天皇という称号が出てくるのは当然である。

他の現存風土記にも、「天皇」という称号は登場する。しかし、常陸国風土記以外の現存風土記には、古事記や日本書紀の中で天皇になっていない人物のことを「天皇」と称する例はなく、「倭武天皇」はきわめて例外的な存在なのである。逸文には、『阿波国風土記』の「勝間井の冷水」〔『万葉集註釈』巻七、所引〕に、「倭健天皇命」という呼称が見える。この記事が和銅年間に撰録された風土記にあったとすれば、ヤマトタケルを天皇とする伝えは、常陸国以外にも広がっていたということが証明できるが、それを確認することはできない。また、倭武（倭健）天皇以外に

は、常陸国風土記に「息長帯比売天皇の朝」（茨城郡条）という呼称が一例あるだけである。

この特異な「倭武天皇」という呼称について、猪股ときわは、

常陸国という一地方を舞台としているとはいえ、筆録者らが「天皇」位に着かなかった『古事記』『日本書紀』のヤマトタケルに無知であったとは、とうてい考えられないのである。むしろ両書の存在を十分に認識しうる立場から、常陸国に身を置いて書くことで、両書には描きえなかつた、常陸国に身をもって移動してくる「天皇」と出会ってしまったのではないか。

〔常世の国の倭武天皇〕

というふうな問題を提起し、分析の結果、以下のような結論を導き出している。

「倭武天皇」とは、ヤマトタケル伝承一般に解消される者ではなかつた。あえて『古事記』『日本書紀』に比類する「東」へと赴いた初代天皇たる「神武」や「神倭」に相当する、常陸国にとつての初代の「天皇」であつた。

右の論述には、いくつかの疑問や納得できない点もあるが、倭武が「常陸国にとつての初代の『天皇』であつた」というのは、興味深い指摘である。

二 ヤマトタケルと常陸国

あらためて確認しておく、古事記の倭建命の伝承では、例の走水の海（浦賀水道）でのオトタチバナヒメ（弟橘比売命）の入水を語ったあと、「七日の後、その後の御櫛海辺に依りき。すなはちその櫛を取りて、御陵を作りて治め置きき」と語られている。これは、地理的な関係からみて、常陸国ではなく上総国に属しており、それに続く部分には、

それより入り幸でまして、悉に荒ぶる蝦夷等を言向
け、また山河の荒ぶる神等を平和して、還り上り幸で
ます時、足柄の坂本に到りて、御糧食みかゑす処に、
（略）： すなはちその国（阿豆麻）より越えて甲斐
に出でまし、酒折宮に坐す時、歌ひたまひて曰く、

「新治 筑波を過ぎて 幾夜か寝つる」

とあるだけで、常陸国はまったく出てこない。

ただし、足柄坂から甲斐国の酒折宮に至って倭建命が歌ったという片歌の中に常陸国の地名が二つ出てくるから、蝦夷討伐の帰途に常陸国を通過したことはわかる。ところが、常陸国風土記の倭武天皇の事績は、南端と北端に片寄った分布を示しており、新治・筑波の二郡をはじめ、中央部にはまったく伝承がない。

一方、日本書紀の場合は、オトタチバナヒメ（弟橘媛）

の入水のあと、走水の海を房総半島に渡ったヤマトタケルは、上総国から常陸国の沿岸に沿って、船で北上するというルートを辿って蝦夷の地に入ったと伝えている。次のような内容である。

ここに日本武尊、すなはち上総より転りて、陸奥国に入りたまふ。時に大きな鏡を王船みふねに懸けて、海路より葦浦あしうらに廻り、横に玉浦を渡りて、蝦夷の境に至る。蝦夷の賊首あまのかみ、嶋津神・国津神等、竹水門たけみづかどに屯みて距かむとす。しかるに遙かに王船を視りて、あらかじめその威勢を怖ぢて、心の裏にえ勝つまじきことを知りて、ことごとくに弓矢を捨てて、望み拝みて曰さく、「仰ぎて君が容を視れば、人倫ひととに秀れたまへり。けだし神か。姓名を知らむ」と。王、対へて曰はく、「吾はこれ、現人神の子なり」と。ここに、蝦夷等、ことごとくに慄おそきて、すなはち裳を褰かげ、浪を抜ひけて、自ら王船を扶けて岸に著く。よりにて面縛服罪めんばくふくざいす。故、その罪を免したまふ。よりにて、その首かみを俘とにして、従みとも身みせしめたまふ。蝦夷すでに平らぎ、日高見国より還りて、西南、常陸を歴て、甲斐国に至りて、酒折宮に居します。（景行四十年是歳条）

しかし、そこにも常陸国での事績は何も語られず、蝦夷の地を平らげて帰る時に、「常陸を歴て、甲斐国に至りて

酒折の宮に居します」(景行四十年是歳条)と記されているにすぎない。

古事記や日本書紀のヤマトタケルの伝えでは、常陸国は通過点としてしか登場せず、ほとんど無視されている。それに対して、常陸国風土記では、一方的なたちで倭武天皇への熱い思いを寄せるのである。これは、どう考えても、現存する中央の歴史とは別の歴史認識によっているというしかない態度である。

(1) タチバナをめぐる伝承

常陸国風土記にみられる倭武天皇の伝承のうち、古事記や日本書紀と関連すると断定できるものはひとつも存在しない。後述するように、常陸国風土記の撰録時には日本書紀は成立しておらず、古事記は律令国家にとって公式の歴史書としてあつたわけではない。そう考えれば、記紀と共通する伝承がないのは当然だと言えよう。その中で、あえて指摘するとすれば、以下のような伝承に、古事記や日本書紀のヤマトタケル伝承との、わずかなつながりを指摘することができる。

① 或るひとはいへらく、倭武天皇、東の夷の国を巡り狩命を遣はして、新治の県を幸過まししに、国の造毘那良珠の

く澄み、いと好愛しかりき。時に、乗輿を停めて、水を飩で、手を洗ひたまひしに、御衣の袖、泉に垂れて沾ぬ。すなはち袖を漬す義によりて、この国の名と爲す。(総記)

② また、倭武天皇の後、大橋比売命、倭より降り来て、この地に参り遇ひたまひき。故、安布賀の邑と謂ふ。

(行方郡相鹿里)

③ ここより良のかた三十里に、助川の駅家あり。昔、遇鹿と号ふ。古老の曰へらく、倭武天皇、ここに至りたまひし時に、皇后、参り遇ひたまふ。よりに名とす。

(久慈郡助川の駅家)

④ その道前の里に飽田村あり。古老の曰へらく、倭武天皇、東の垂を巡りまさむとして、この野に頓宿りたまひしに、人あり、奏しけらく、「野の上に群るる鹿、数なく、いと多し。その聳ゆる角は、芦枯の原のごとく、その吹気を比ふれば、朝霧の立つに似れり。また、海に鰻魚あり、大きき八尺ばかりなり。また、諸種の珍らしき味はひ、遊漁の利多し」と。ここに、天皇、野に幸して、橘の皇后を遣りて、海に臨みて漁らしめ、捕獲の利を相競はむと、山と海の物を別れて探りたまひき。この時、野の狩は、終日駆り射たまへども、一つの穴だに得たまはず。海の漁は、須臾がほど才に採

りて、ことごとく百の味はひを得たまひき。〔以下、略〕(多珂郡飽田村)

①では、「新治の県」という地名が、蝦夷討伐の帰りに通過したところとして語られているという点で、古事記のヤマトタケル伝承を連想させる。しかし、①の全体は、弘法大師の事績としてしばしば語られる井戸掘り伝承と同じである。英雄や宗教者などの偉人が外からやって来て、水がなくて困っている人びとを助けるとというのが井戸掘り伝承の基本的なかたちだが、①もその類型としておさえることができる。したがって、ここに登場する倭武天皇は、来訪する偉人という以上の性格を与えられているわけではない。

②③④は、タチバナという名をもつ女性と倭武天皇とのエピソードを伝えているが、この名は、古事記や日本書紀のオトタチバナヒメ(弟橘比売・弟橘媛)を想起させる。しかし、日本書紀は成立していないのだから当然として、走水の海で「渡り(海峡)の神」への生贄となつて入水する古事記のオトタチバナヒメと何らかの接点があるかといえば、タチバナという名前以外に共通するところは見出せない。

古事記の「弟」と②の「大」との対応からみて、両者を妹と姉とみなすこともできようし、オホ(大)はオト

(弟)の訛りとみなすこともできるだろう。しかし、常陸国風土記の②③④の伝承には、古事記や日本書紀のオトタチバナヒメが伝えているような悲劇的、犠牲的な性格はみられない。旅する倭武天皇により添う「皇后」という、なごやかな風景があるだけである。

おそらく、常陸国風土記のタチバナという女性にかかわる伝承は、ヤマトあるいはその周辺で伝えられていた悲劇の英雄ヤマトタケルの伝承とは別個に語り継がれていたものとみなしてよい。ただし、それらのヤマトタケル伝承と常陸国風土記の倭武伝承とを包み込む、原「ヤマトタケル」とでもいえる人物の伝承が存在したということは考えなければならぬだろう。

理由は明らかにならないが、ヤマトタケルを名乗る主人公には、タチバナを名にもつ女性がはじめからつきまっていた。それが古事記や日本書紀のような、犠牲となつて入水する伝承を可能にし、一方で、常陸国風土記のように旅先でめぐり会う英雄とその妻の伝承を語らせることになった。

そのタチバナという名前が、常陸国風土記の冒頭に記された、「古、常世の国と云へるは、蓋し疑ふらくは此の地ならむか」という記述を引き出したのかもしれない。タチバナという植物は、古事記のタチマモリ伝承(中巻、

垂仁天皇)が伝えてるように、常世の国に育つ木である。おそらく、タチバナを名にもつ女性には、聖なる少女のイメージがこめられているのだろう。

以上の事例を整理していえば、常陸国風土記の「倭武天皇」伝承に、古事記や日本書紀と関連すると断定できるものはひとつも存在しないということである。そして、取り立てて、他国の風土記における「天皇」伝承と違うところも見出せない。

常陸国風土記における倭武天皇の伝承が、常陸国の北部(多珂/久慈の両郡)と南部(信太/行方/茨城/香島の各郡)とに偏在する。その理由はわからないが、伝承された期間が長くはないからではないかと考えることはできる。しかし一方で、周縁部に古い伝承が残ったのではないかとみならずとも可能かもしれない。もちろん、その場合には常陸国の中心とはどこかという疑問に答える必要がある。

もう一つ、常陸国風土記の倭武伝承には、古事記や日本書紀のような、天逝する「死」のイメージがない。「天皇」の巡行として考えれば当然の内容であるが、中央に伝えられた悲劇的なヤマトタケル伝承が常陸に伝えられ語られたのとは違うということになる。そして、風土記という書物の性格からみて、常陸の人々が、かわいそうなヤマトタケルを「天皇」に昇華させたとは考えにくい。天逝を哀惜す

るといふ論理が常陸にあつたとは考えられないからである。

(2) 井戸を掘る倭武天皇

今までにふれた以外の常陸国風土記にみられる倭武天皇の伝承がどのような内容をもつかというと、その一類として、①に似た井戸掘り伝承が見出せる。たとえば、以下のような話である。

⑤ 郡の東十里に、桑原の岳あり。昔、倭武天皇、岳の上かみに停留りたまひて、御膳を進奉りたまふ。時に、水部みづりべをして新たに清井を掘らしめたまふに、出泉いづみ浄く香り、飲喫むにいと好かりしかば、勅りしたまひしく、「よく淨れる水かな」と。これによりて、里の名を、今、田余たまりと謂ふ。(茨城郡田余里)

⑥ 行方の郡と称ふ所以は、倭武天皇、天の下を巡り狩はして、海の北を征平けたまふ。ここに、この国を経過ぎ、すなはち、槻野の清泉に頓幸し、水に臨みてみ手を洗ひたまひしに、玉もて井を為つくりき。今も行方の里の中に存りて、玉の清井と謂ふ。(行方郡玉の清井)

どちらも、倭武天皇を起源として伝えられる井(清水)の伝承である。先にふれたように、後世の弘法大師の伝説に通じるもので、共同体にとって豊かな水の湧く土地への願望の強さを示している。そして、これらの伝承には倭武

天皇という固有の存在が必須の条件としてあるわけではない。よそからやって来た偉人によって掘られた井戸だといふ伝えこそが必要だったのである。

⑦ 或は曰はく、倭武天皇、この浜に停宿りまして、御膳を差めまつる時に、ふつに水なかりき。すなはち、鹿の角を執りて地を掘りしに、その角折れぬ。所以に名づく。(香島郡角折の浜)

泉が湧いたとは語られていないが、⑦もまた、同様の性格をもつ伝承である。水のない場所というのは、人の住むところにはならない。おそらく角折の浜は、訪れた倭武天皇によつても秩序化することのできない場所だったのである。

(3) 征服者としての倭武天皇

倭武天皇は弘法大師ではない。穏やかな姿の裏側には、征服者としての一面をもっている。次のような伝承がその典型である。

⑧ 古老の曰ひしく、倭武天皇、巡り行しまして、この郷を過りたまひしに、佐伯、名を鳥日子と曰ふものありき。その命に逆ひしによりて、すなはち略殺したまひき。やがて、屋形野の帳宮に幸でますに、車駕の経る道狭く、地深浅しかりき。悪しき路の義を取りて、

当麻と謂ふ。(俗、多支多支斯と云ふ)(行方郡当麻郷)

全体は地名起源譚に仕立てられており、どこの国の風土記でも、もつとも一般的な伝承である。しかしここでは、当麻という地名の起源を語るだけなら必要のない佐伯(土蜘蛛と同じく、服属しない土着の豪族を呼ぶ呼称)の討伐譚が古老の伝えとして加えられているのである。そして、ここからは、倭武天皇という存在が、常陸国にとつて、服属を迫るヤマトの支配者としての貌をもっていることがわかる。

外部から訪れる者は、先の井戸掘り伝承にみられるような土地の苦難を救済する偉人であるとともに、一方で、土地を略奪する権力者でもあるのだ。そしてそれは、常陸国風土記にかぎったことではないし、倭武天皇の専売というわけでもない。ごく普遍的な私たちの来訪する支配者の一面を示しているということになる。

天皇が地方を巡行する伝承には、服属という性格がつきまとう。そしてそれは、⑧のような殺戮という手段によつて具体的に描かれる場合もあるが、風土記ではふつう、地名の名付けとして語られることが多い。いうまでもなく、それは服属の証しとなる。

⑨ 古老の曰へらく、倭武天皇、海辺を巡り幸して、行

きて乗浜に至りたまひき。時に、浜浦の上に、多に海苔を乾す。これによりて能理波麻の村と名づく。(信太郡能理波麻の村)

⑩ また、波耶武の野あり。倭武天皇、この野に停宿りて、弓弭を修理ひたまひき。よりて名づく。(行方郡波耶武の野、波耶武は波須武とも)

⑪ 古老の曰へらく、郡より南、近くに小さき丘あり。

体、鯨鮓くじらに似たり。倭武天皇、よりて久慈と名づけたまひき。(久慈郡、郡名由来)

いづれも倭武天皇が巡行の途中で見た風景や行為をもとに名付けられている。とりたてて特別な伝承ではないし、倭武天皇でなければならない理由もない。しかし、どの天皇が選ばれてもかまわない場合に、常陸国風土記では倭武天皇が引き出されるのである。

三 史書の編纂——風土記の撰録

いわゆる風土記の撰録は、「日本書 地理志」を編むための材料として各国に命じられた。そのあたりの事情については、別稿の論述に譲るが(『古事記のみひつ——歴史書の成立』吉川弘文館、二〇〇七年)、結局のところ、「志」は完成することなく「日本書」の構想は潰えた。

いわゆる風土記撰録の官命が出たのは和銅六年(七一

三)五月の、

畿内と七道との諸国の郡・郷の名は、好き字を着けしむ。其の郡の内に生れる、銀・銅・彩色・草・木・禽・獸・魚・虫等の物は、具に色目を録し、土地の沃瘠すさ、山川原野の名号の所由、また、古老の相伝ふる旧聞・異事は、史籍に載して言上せしむ。(『続日本紀』和銅六年五月二日)

という記事だが、その命令を受けて、「解」としての常陸国風土記が中央に提出された年月を明らかにすることはできない。その漢文の巧みさから藤原宇合が国司として赴任していた時期(養老三年(七一九)〜六、七年頃)の成立とみなそうとする見解もあるが、常陸国風土記が、「郡里」の行政呼称を用いることからみて、郷里制が施行される靈龜三年(七一七)以前に成立していたとみるのが妥当ではないかと考えられる。

郷里制の施行については、出雲国風土記の最初に置かれた「総記」中の「靈龜元年の式に依りて、里を改めて郷と爲す(依靈龜元年式、改里為郷)」という記事によつて「靈龜元年」とみなされていたが、最近の研究によれば、「元年」は「三年」の誤写とされ、靈龜三年説が有力である(鎌田元一『律令公民制の研究』)。

郷里制の施行が靈龜三年だとすると、常陸国風土記は、

和銅六年（七一三）の官命から四年以内に撰録されたといふことになる。出雲国風土記が官命から二十年を経て成立したのに比べて迅速すぎるという人もいるだろうが、出雲国風土記に特殊な事情があったとみるべきで、官命に対する「解」としては、命令を受けなければならないかぎりすみやかに処理するのが当然である。

右のように考えると、少なくとも常陸国風土記の撰録時には、日本書紀はまだ存在していなかったということになる。また、古事記についていえば、この書物が存在したのとは間違いないが（古事記「序」は九世紀に付いたとわたしは考えている。前掲『古事記のひみつ』参照）、律令国家の中で公的な書物として認められていたわけではない。とすれば、常陸国風土記の筆録者たちの前には、古事記も日本書紀も存在していなかったとみるのが正しいということになる。倭武天皇を考える時、これは重要だ。

当然、ずっと後に作られる漢風諡号である「神武」という語も古事記「序」に用いられている「神倭」（カムヤマトイハレビコのこと）という表記も存在しなかった。

撰録された時期からみて「天皇」という呼称が用いられれていたのはたしかだが、初代カムヤマトイハレビコからはじまる、現在、わたしたちが古事記や日本書紀に基づいて認識している歴代天皇の代数や継承順位が、常陸国風土記

の筆録者たちに同じように認識されていたかどうか、それはきわめて疑わしい。彼らが中央から派遣された国司層であったとしても同じである。

そもそも、律令国家において、天皇の初代からの継承順位が確定したのはいつ頃のことだったのか。古事記の最後に記されたトヨミケカシキヤヒメ（推古）までの三十三代の天皇の継承についていうと、古事記と日本書紀の間に異同はない。とすると、古事記本文が記述された七世紀半ばには、現在と同じ継承順位が定着していたのかもしれない。しかし、それを律令国家が公式に認定したのは、養老四年（七二〇）に完成した日本書紀を待たねばならないのである。そして、わたしたちの知っているのと同じだとしても、古事記に載せられている皇位継承の系譜をみると、紆余曲折があったらしい痕跡が見え隠れしている。

四 倭武天皇という存在——中央の歴史と地方

第十二代にあたるオホタラシヒコ（景行）の後を継いで天皇になったのが、ワカタラシヒコ（成務）であったのだろうか。ワカタラシヒコの次の天皇がタラシナカツヒコ（仲哀）であることから考えれば、タラシナカツヒコの父親という系譜をもつヤマトタケルが、オホタラシヒコを継いで皇位に就いていたとしても、いっこうに不思議ではない。

い。

古事記中巻の天皇たちの中で、直系の父子継承をとらないのは、ワカタラシヒコ——タラシナカツヒコの部分だけである。それ以外はすべて直系継承をとっているところから考えれば、遠征の途次の病没という出来事がなければ、オホタラシヒコ——ヤマトタケル——タラシナカツヒコ、と繋がるのが自然だったはずだ。その痕跡は、古事記のヤマトタケル系譜に窺える。

古事記では、ヤマトタケルの悲劇物語を語ったあとに、ヤマトタケルの妃や子女たちの系譜が詳細に記述されている。こうした系譜の存在は、天皇以外ではきわめて例外的なことで、他には、ワカヤマトネコヒコオホビビ（第九代開化）の子ヒコイマス（日子坐王）がみられるだけである。そして、そのことは、現在伝えられている古事記や日本書紀の皇位継承の順位が成立する以前のいつの段階かにおいて、ヤマトタケルがオホタラシヒコ（景行）を継ぐ存在であったということを明かしているようにみえるのである。そうした認識を、六、七世紀の大和朝廷（あるいは初期の律令国家）がもっており、その認識にしたがって常陸国風土記の「倭武天皇」が描かれているとみると、常陸国風土記に、ヤマトタケルが「倭武天皇」とされている理由を矛盾なく説明できる。

それとは違って、常陸国に住む人びとが、ヤマトタケルの悲劇的な死に同情して、ヤマトタケルを「天皇」に仕立てたというような説明は、その撰録が中央政府から赴任した国司層によって担われていたということを考えたとき、きわめて不自然な解釈になってしまう。それでは、天皇の継承に異を唱える反逆的な行為にもみえてしまうからである。

倭武天皇も、品太天皇も、大足彦天皇も、都という外部から訪れる偉人であり、侵略者であった。その来訪者に託して、地名の謂われや事物の起源が語られる。そのレベルでは、天皇であろうと神であろうと、語られる伝承の性格に違いはない。しかし、常陸国風土記では、なぜ倭武天皇を選択することになったのか。

先に述べたように、常陸国風土記の撰録時には日本書紀は存在していなかった。また、古事記が、撰録者たちにとって自明の書物であったとみなすこともできない。その中で、中央の歴史では天皇にならずに夭逝した御子が、常陸国風土記では「天皇」として語られるのである。

律令国家へと成長するヤマトの王権には、わたしたちが認識している歴代天皇の継承が固定化する以前の伝えがあり、そこではヤマトタケルが天皇になったという系譜を持っていた。そしてその人物は、品太天皇が播磨国を征服し

巡行したと語られるように、九州の風土記において大足彦が遠征する天皇として伝えられたように、常陸国を含めた東国や蝦夷の地を征服する天皇として語られていたのである。そのように理解しないことには、倭武天皇の伝承が、これだけ多量に常陸国風土記に遺されているということをも説明できないのではないかと思う。

そして、その段階においては、ヤマトタケルの、遠征途上での悲劇的な死は伝えられていなかったはずである。常陸国風土記に載せられた倭武天皇の伝承のどこにも、死の陰や悲劇性は見出せない。他の天皇たちと変わりのない、遠征し巡行する天皇の像しかもつていないのである。

東への遠征が通過儀礼として機能することによって、ヤマトの勇者タケルは皇位に就くことができた。あるいは、倭武天皇が東の国々を巡行し平定したという伝承が語られていた。ところが、その英雄に悲劇的な陰が射し、遠征の帰途、伊勢の能煩野のぼのの地での死が語りはじめられる。その段階になって、中央の歴史からヤマトタケルの皇位継承が消えることになった。ところが、常陸国風土記の編纂段階においては、中央で消える前の継承が生き続けていたのである。

生き続けていたという点には説明が必要だろう。すでに、ヤマトタケルの死と天皇位からの離脱は優勢であったが、

常陸国においては、悲劇的な死が語り出される以前の、天皇として巡行するヤマトタケルが生きており、常陸国風土記にはそれが採用された。中央から赴任していた国司層が、そうした「倭武天皇」を採用できたのは、中央の歴史において、まだ悲劇の御子像が定着するところまでは固まっていなかったからであろう。

こうした考え方を補強するのが、もうひとつの例外として名前を引いた「息長帯比売天皇」（常陸国風土記茨城郡条）である。オキナガタラシヒメは、ヤマトタケルの子タラシナカツヒコ（仲哀天皇）の後であり、神懸かりするシヤーマン、朝鮮半島に遠征した女帝としてよく知られている。日本書紀では、三十巻のうちの一卷を占めて叙述されるが、即位したとは記されていないのに、常陸国風土記では「天皇」と記されている。おそらく、オキナガタラシヒメも、倭武天皇と同様に、日本書紀が成立する以前には即位したという伝えをもっていたのである。

五 伝承が作る歴史——おわりに

以上のことを整理すると、次のようになる。常陸国風土記の編纂が開始される段階において、「オホタラシヒコ（景行）——ヤマトタケル——タラシナカツヒコ（仲哀）——オキナガタラシヒメ（神功）——ホムダワケ（応神）」

という皇位の継承が伝えられていた。もちろんそれは、常陸国における伝承ではなく、中央においても有力な考えかたとしてあり、それが常陸国に伝えられたものであった。

ところが、正史・日本書紀の編纂段階になると、律令国家の歴史認識は、「オホタラシヒコ（景行）——ワカタラシヒコ（成務）——タラシナカツヒコ（仲哀）——ホムダワケ（応神）」という継承へと変容していたのである。

その理由は、ヤマトタケル伝承が悲劇的な「死」の物語に成長していったことが原因のひとつであっただろう。伝承の成長が歴史を変えるなどということがあるわけではないと考える人もいるかもしれない。しかし、そうした考えは、伝承に対する認識が足りないために出てくるので、古代においては、伝承こそが歴史を作ると考えなければならぬ。オキナガタラシヒメについては、律令が浸透し、男系を絶対化しようとする傾向が強まり、その結果、「天皇」から消去されたというようにも考えられる。しかし、トヨミケカシキヤヒメ（推古天皇）以降、女帝は多く即位することになるので、こうした考え方はあまり説得力がない。それよりも、ホムダワケ（応神天皇）を始祖王的な存在に持ち上げるために、神と交わる力をもったオキナガタラシヒメを、「天皇」という存在から外し、神の子を宿す「聖母」に位置づけることになったのかもしれない。

古事記は七世紀後半には存在していた。とすると、そこではすでに、ヤマトタケルは悲劇の英雄であった。その悲劇性が父子の対立を回避しつつ、八世紀初めには律令国家の正史・日本書紀に載せられることで、白鳥となって飛び翹ったというヤマトタケルの死が国家に公認された歴史となった。ところが、日本書紀が成立する直前まで、国家の側にあつたヤマトタケルは天皇であつた。その一端が常陸国風土記の倭武天皇として定着した。

古事記が書物としてまとめられる直前には、王権（国家）とは離れたところでも、ヤマトタケルは王（天皇）であつた。その痕跡が、古事記のヤマトタケル伝承の後ろに記載された倭建命の妃や子女たちの系譜である。その系譜は、間違いなく王位を継ぐ者のみに許されたものであつた。七世紀後半から八世紀初頭へ、この数十年のあいだに、皇位継承の順序や継承者の顔ぶれは、いくたびも変転し揺れ動いたのだ。その揺れの中に、常陸国風土記の倭武天皇がおり、古事記の倭建命がおり、日本書紀の日本武尊がいた。

不明瞭な部分をまだ多く残しているが、常陸国風土記の倭武天皇の伝承は、天皇家の歴史が確定する以前の、「もう一つ」の歴史や系譜を垣間見せている。古事記でもなく、ましてや日本書紀でもない伝承や系譜が、じつはいくつも

存在したのである。常陸国風土記はその一つに過ぎない。それは中央においても同じであった。

「わたしたちが、今、向き合えるのは、「いくつもの歴史」の後に見出された、統一への道筋であった。わたしたちに見えるのは、さまざまな歴史の試みの、その最後のところだけなのである。」

注

本稿は、「〈史書〉史」の構想の一環として発表されたものである。これまでに私は、史書の成立に関して、『神話と歴史叙述』（若草書房、一九九八年六月）、「古事記の古層性」（『古事記講義』文藝春秋、二〇〇三年七月。文春文庫、二〇〇七年三月）、「英雄伝説の行方 常陸国風土記の倭武天皇」（『講座 日本の伝承文学』第十卷、三弥井書店、二〇〇四年八月）、「日本書『志』の周辺」（『国語と国文学』二〇〇四年十一月号）、「古事記『序』を疑う」（『古事記年報』第四七号、二〇〇五年一月）、「倭武天皇の巡行する東国」（歴史研究の最前線5『歴史と文学のあいだ』吉川弘文館、二〇〇六年三月）などの論考を発表してきた。本稿は、そのうちの、「日本書『志』の周辺」や「倭武天皇の巡行する東国」と重複する部分が多いことを断っておく。

また、二〇〇七年四月、吉川弘文館歴史文化ライブラリーの一冊として『古事記のひみつ——歴史書の成立』を出した。本稿を含め、右の諸論考をもとに組み立てたものである。わ

たしの「〈史書〉史」の総体を確認いただくために、ぜひ一読いただきたい。